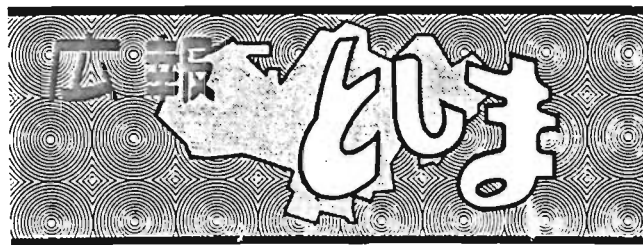


ズバリお聞かせください

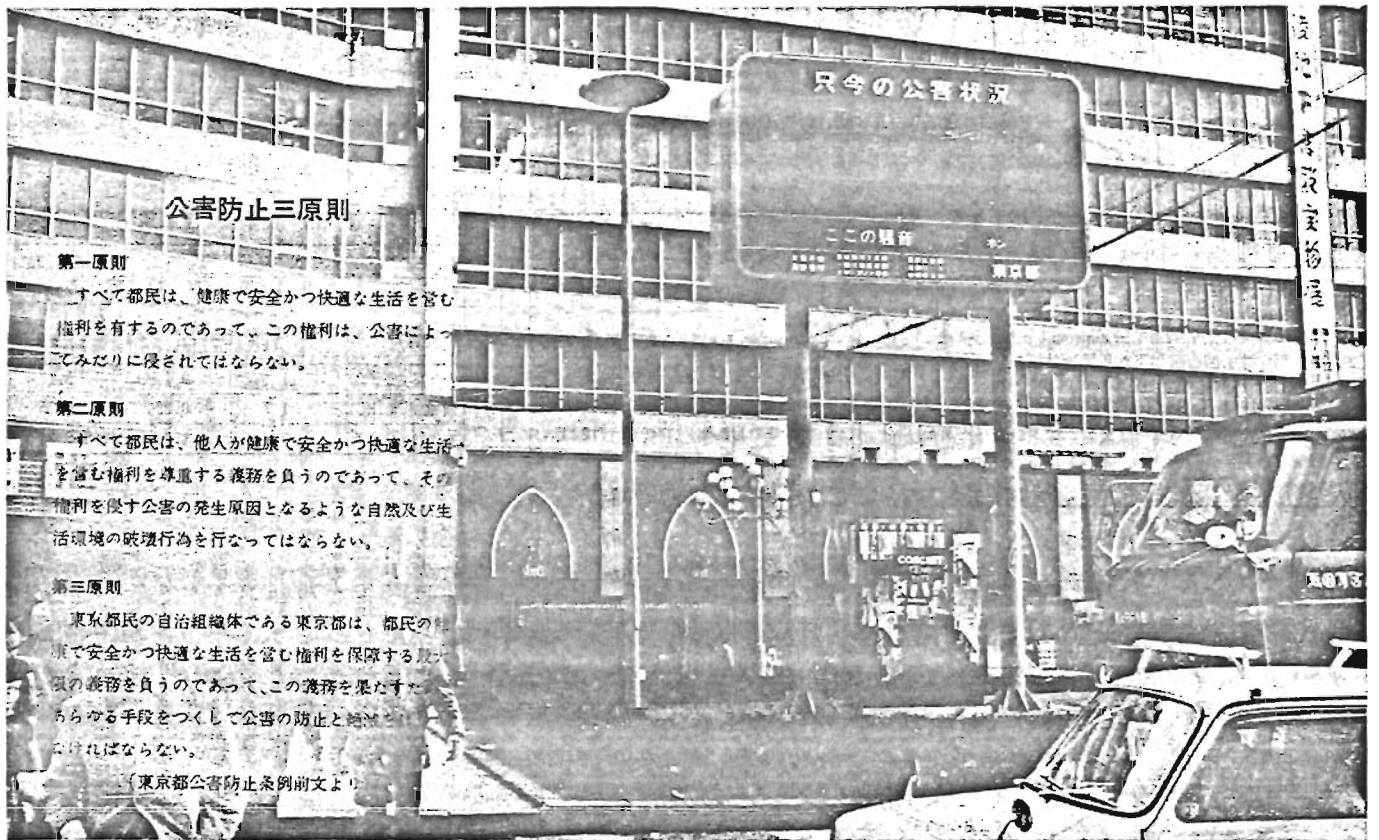
981-1133  
豊島区民 いみみん。

この電話は夜間・休日でも利用できます。区政に対する意見要望・苦情をお聞かせください。  
(執務時間中は区民相談室一内線 472・475一で受けています。ご利用ください)



公害特集号

発行 東京都豊島区役所 豊島区東池袋 1-18-1 ☎ [981] 1111 千 170 編集 広報室



### 公害防止三原則

#### 第一原則

すべて都民は、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するのであって、この権利は、公害によってみだりに侵されてはならない。

#### 第二原則

すべて都民は、他人が健康で安全かつ快適な生活を営む権利を尊重する義務を負うのであって、その権利を侵害する公害の発生原因となるような自然及び生活環境の破壊行為を行ってはならない。

#### 第三原則

東京都民の自治組織体である東京都は、都民の健康で安全かつ快適な生活を営む権利を保障する義務を負うのであって、この義務を果たすためあらゆる手段をつくして公害の防止と軽減を図らなければならない。

(東京都公害防止条例前文より)

公害

公害

公害

いまや日本の国土のどこにしよう、公害にかこまれているようです。ましてや、公害のデパートといわれる大都市東京の中の豊島区では、前を見ても、後を見ても、左右を見ても、公害とかわわっているようです。でも一体全体、豊島の公害の現状はどうなっているのだろうか。そして、区役所などの行政機関はなにをしてくれているのだろうかという疑問が、区民のみならずからでてくるのは当然のことだろうと思います。

### こんな環境破壊を だれがした……

では公害＝環境破壊は、いつごろからだれがしたのでしょうか。公害は、きのう・きょう突然とあらわれたのではなく、明治以来の産業優先政策の中で、じわじわと破壊が進行したのです。それに加えて、昭和三十年代の高度経済成長が、破壊を一層加速し、私達の前に怪獣のごとく育った公害現象が現われたのです。

また一方、生活に必要な社会資本は充分でなく下水道、公園などの都市施設の整備がはなはだしく遅れていることも、公害をひどくしている原因です。

### 豊島区も

### 汚染されている……

本区は人口密度が非常に高く、緑地が少く都心へ通ずる幹線道路が縦横に交差しています。このような状況からまず第一に自動車の急激な増加に伴う「自動車公害」があげられます。この汚染は一酸化炭素、炭化水素、鉛、窒素化合物をまきちらし、騒音とも

に走り回っています。これらの物質はそれぞれ人体に悪い影響を与えます。たとえば一酸化炭素30ppmのところへ八時間いると、視覚、精神機能に障害がおこり、そのほか鉛中毒になったり、またこれらの物質は光化学スモッグの原因となったりします。区内のおもな交差点の一酸化炭素による汚染濃度は次のページに載せてありますが環境基準の前後と思われるところがあり、国や都に一層の対策強化を望まなければなりません。

一方、交通騒音は幹線道路といはもとより狭い裏通りにまで入り込み、昼・夜を問わず住民に騒音公害をまきちらしています。

自動車公害のつぎは「工場公害」です。

各駅前を中心に商店街が広がり、その回りにアパート、工場、住宅が入りみだれて建っています。その上、工場の約八十パーセントは木造で、騒音、振動の公害防止上非常に悪い状況となっています。区内にある工場はそのほとんどが零細企業で、資金も少く、利益に十分な公害防止の投資をできるだけきつようとしています。工場や指定作業場の事業主のみならず、公害防止をしなれば企業の存続にも影響するものとの理解を深めてもらいたいものです。

住民の生活をおびやかしている公害に「建設公害」があります。一つはビル建築等に伴う解体工事、器材の持運び、くい打、コンクリートの流し込み等々、付近の住民は迷惑をうけます。もう一つは道路等の掘削工事に伴う騒音、振動です。これは都内の交通事情から夜間行なわれることもしばしばあり付近住民にとっては深刻な問題となっています。

そのほか隣りのクレーン、深夜営業の騒音、地下水の揚水による地盤沈下等々といろいろな公害が区民の上におおいかぶさっています。限られた紙面ですが、具体的な汚染の状況とそれに対して区ではどう取り組んでいるかを中心にお知らせします。

# 大気汚染

昨年五月三十日午後、区立道和中学校で光化学スモッグの被害に似た症状の生徒七名(翌日の調査で計二十名)が発生したとの報告を受け、公害課はただちに①被害状況の把握、②付近住民、植物への被害はないか、③付近に薬品を使用する工場や、焼却をしている所はないか、を調査するため同中学校へ向いました。幸い被害の程度はかかったとはいえず豊島区にもこのように大気汚染が広がってきています。

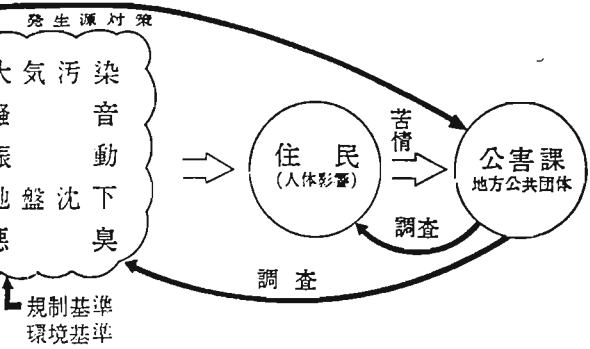
そこで、まず初めに自動車排出ガス(一酸化炭素)についてみてみましょう。

図面上に表わした④は、昭和四十五年度から四十七年度までに測定した自動車排出ガス(一酸化炭素)の一日中八時間の平均濃度です。区では自動車排出ガスの調査を連続する二日間、年二回主要な十交差点で実施し、その調査項目は、一酸化炭素濃度、鉛濃度および交通量です。また、窒素酸化物濃度の測定は、常時第九出張所で風向・風速とともに記録されています。

一酸化炭素濃度は、その日の風向・風速、測定地点の状況により変化がありますが、環境基準の前後であり今後も測定を継続していくかなければなりません。

自動車から出る有害物質は、一酸化炭素ばかりでなく数多くありますが、ようやく三汚染物質について規制の方針が決定したので次の表です。

# 現状と対策



第2表 東京都内の中古車に対する排出ガス減少装置取付け

対象自動車	取付け期限
1,800ccを超える乗用車	48年4月末
1,600ccを超え1,800cc以下の乗用車	48年11月末
1,000ccを超え1,600cc以下の乗用車	49年3月末
1,000cc以下の乗用車	50年3月末
上記以外の自動車	49年12月末

点火時期の調整は1,800ccを超える車を除くすべての中古車 48年3月末

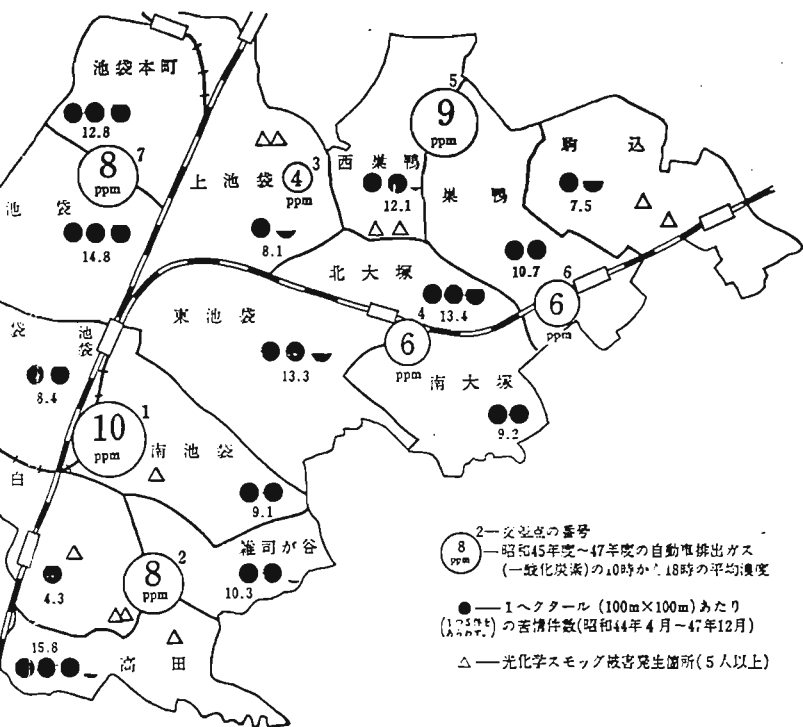
第1表 新車に対する規制

有害物質	運輸省の現行低減目標	環境庁の許容限度の設 定 方 針	
	昭和48年	50.4.1~51.3.31に生産される自動車	51.4.1以降に生産される自動車
一酸化炭素(CO)	11	2.1	2.1
炭化水素(HC)	1.7	0.25	0.25
窒素酸化物(NOx)	3	1.2	0.25

単位 g/km

☆いおう酸化物の環境基準

- 1時間値0.2ppm以下が、年間の99パーセント以上確保され1時間値の年平均値は、0.05ppm以下とすること。
- 1日平均値0.05ppm以下が年間総日数の70パーセント以上であり、1時間値0.1ppm以下は年間総時間数の88パーセント以下であること。
- 気象条件が悪く緊急時の措置を必要とする程度の汚染日数は、年間総日数の3パーセント(11日)以下とし、それが3日以上続いてはならない。



つぎに、亜硫酸ガスについてみますと、工場やビルなどで重油をボイラーや炉で燃焼する時、重油に含まれているいおう分が燃えて発生するガスで、この汚染状況は、ビル暖房の關係から冬場が多く、昭和42年から43年をピークに少しづつ減少の傾向をみせています。

亜硫酸ガスによる高濃度汚染が出現した場合は、東京都では緊急の措置として、いおう酸化物の注意報や警報を発令し、大規模な工場や事業場などにはいおう量の排出を減少するよう協力を要請します。

区でも工場から重油を採取し、調査の結果に基づいていおう分の少ない重油を使用するように常時指導するとともに燃焼を電気、ガス、灯油等に切替えるよう指導しています。こんなことは浮遊ふじんについても同様です。

よう。  
大気中に浮遊する粒子状の物質(10ミクロン以下)で、おもにボイラー、自動車などの燃焼施設から発生するほか、セメントや肥料工場などからも排出されます。浮遊ふじんは、スモッグ発生の原因物質であるほか、それ自体が有害で、亜硫酸ガスなどと複合するとさらに有害になります。自動車排出ガス、亜硫酸ガスおよび浮遊ふじんによる汚染は広域的な汚染であり、低公害車の開発、燃焼転換、地域暖房計画などを進めていかなければ解決しないと思われています。

# 光化学スモッグ

昭和四十五年五月新宿区牛込町町の鉛公害について、七月十八日杉並区の立正高校において、校庭にいた生徒たちが目が痛い、せきが出る、胸苦しいなどの激しい症状を訴えたのがわが国での最初の光化学スモッグによる被害です。地図上の△印は豊島区で五人以上の被害が発生した箇所です。

この原因は、目下東京都で追求されていますが、大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光線を浴びて化学変化を起し、オキシダントなどの二次汚染物質に変わるからだといわれています。そのほかホルムアルデヒド、アクリン等、もともと自然界になかった物質まで検出されるなど東京スモッグは多様化してきておられます。この傾向がはっきり現れたのが昨年五月十二日から連日のように被害が発生し、延千人をこえる被害者を出した練馬区の石神井南中学校での正体不明の光化学汚染です。この被害は、いずれも東京都の注意報発令基準のオキシダント濃度の15ppmを超えればそれ以下で風のある日に起こり、従来、被害はオキシダント濃度が高く、晴れた風のない日に発生するという常識が完全にくつがえされています。

## 光化学スモッグ対策は

この汚染物質の大部分が自動車排出ガスによるものですが、これに対する規制が前述のようにようやく実施されます。炭化水素について、東京都では東京スモッグの発生以前である昭和四十年の炭化水素排出量一日四十七トンを目標として、次のような削減をすすめています。

- 自動車アイドリング時の排出ガス濃度規制
  - 自動車排出ガス減少装置の取り付けの勧告および指導
  - プロパイガス還元装置の取り付けおよびガソリンスタンドなどからの燃焼防止装置の設置
  - 交通規制等による交通量の削減
- 一方、区では光化学スモッグによる被害を最少限にいとめるため注意報等の周知体制の強化と医師会の協力により小・中学校、保育園の保健室整備に力を入れています。
- 四十七年中の当区(発令地域は中部)での注意報発令回数は二十一回で被害者は二百六十七名です。

# 苦情の傾向

# 公害の現

## 工場公害

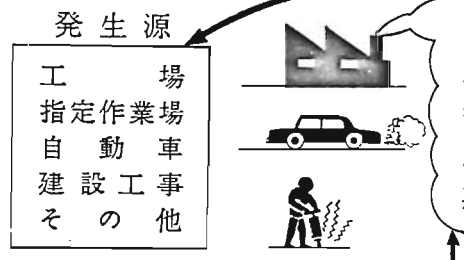
工場から発生する騒音、振動、悪臭、ばい煙に対する苦情が区民のみならずから多く寄せられています。

公害課では昭和四十五年と四十六年度の二年度にわたり工場実態調査を行いました。調査項目は作業場面積、建物構造、作業の概要、設備機械、従業員数等です。調査の結果、豊島区内には昭和四十六年九月一日現在で、八八八の工場があり、工場の多い町は高田三六、池袋本町一九一、東池袋一八〇工場で、少ないほうは目白の三八、千川の一〇工場です。

工場の規模は第1図と第2図に示すとおり従業員一〇人未満が七五パーセントで、また作業場面積五十平方メートル（約十五坪）未満が五四パーセントもあり区内の工場はいかに小規模なものが多いかを表わしています。また、建物の構造についても第3図のように全体の約八〇パーセントは木造で、隣り近所へ騒音が高抜けといった状態です。工場の周囲は住宅や商店やアパートのきとのきをすりあうような、きわめて悪い立地条件です。

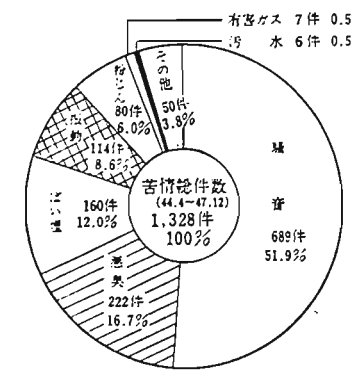
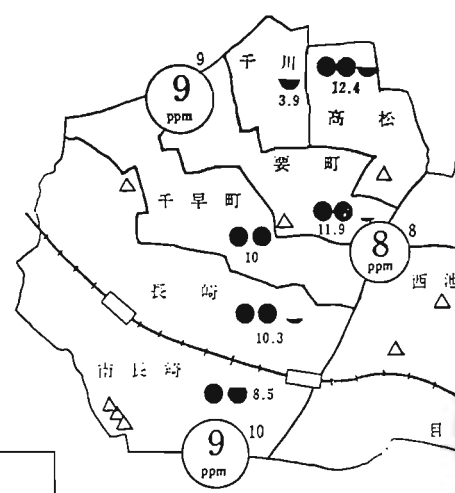
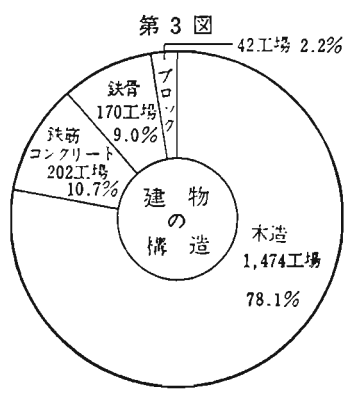
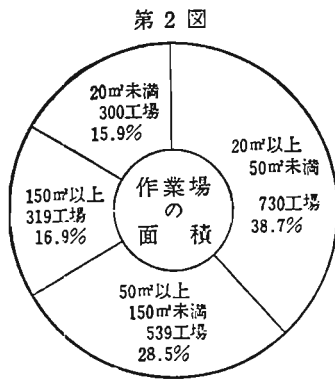
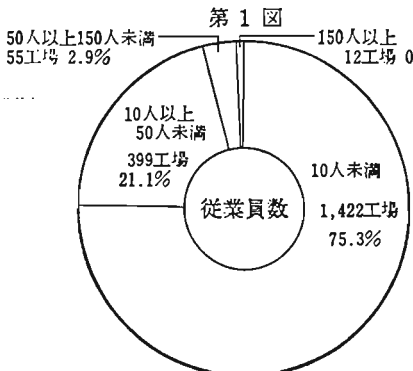
公害課では工場対策として次のような方針でとりにくんでいます。

まず、その工場は公害を取り除く設備がで



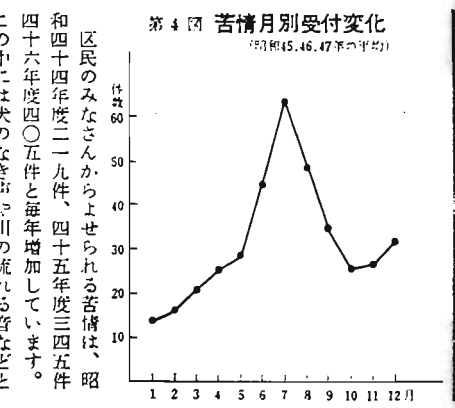
☆一酸化炭素の環境基準  
 1. 連続する8時間における1時間値の平均は、20ppm以下であること。  
 2. 連続する24時間における1時間値の平均は、10ppm以下であること。  
 この1と2を同時に満足しなければならぬ。

☆浮遊粒子状物の環境基準  
 1. 連続する24時間平均値が、大気1以下であること。  
 2. 1時間値が、大mmg以下であること。



また、公害現象別では第5図に示すように騒音に関する苦情が半分以上に上りなっている騒音、悪臭、ばい煙の三現象で八十パーセントを占めています。

これらの苦情をどう解決しているか、具体的事例をつぎのページでお知らせします。



### 工場から出る煙で 目やのどが痛くて困ります の事例

〇月〇日

近所の工場から出る灰色い煙で目やのどが痛くて困っているのので、調査して改善させてほしいという苦情を受けました。

担当係員は、まず該当工場に発生原因となるものがあるかどうか、工場設備を調べてみたところ見あたらず、そこで苦情者宅を訪問し、実情をきくとともに、実際ににおいをかいでみることにしました。

係員「ごめんください。区役所の公害課の者ですが、苦情の件についてお話しを伺いにまいりました。」

Aさん「さっそくきていただいたけど、今日はあまりにおおていないわい。」

係員「どんなにおいか、感じを聞かせていただきたいのです。」

Aさん「なんでもいらいやいようもないけど、とにかく煙が出てくると目やのどが痛くなるよ。」

係員「ただ煙が痛く、みなさんいっているけど、Bさんをお呼びするから、ちょっと待っててください。」

Bさん「ご苦労さまです。ほんとにおおてすよ。ひどい時は息が苦しくなるわ。こういうのは公害課の仕事でしょう。早くなんとかしてよ。」

係員「もうですか。でもにおいと煙の煙の出てくる所が見えますか。できれば見せていただきたいのですが。」

Aさん「どうぞ上ってベランダから見てください。」

Aさん「あそこ煙突が見えるでしょう。あれから出るんです。係員「あの二階の軒先まで立ちあ

がっているダクトですか」

Bさん「うちなんかいつも窓を閉めて奥の部屋に逃げこむのよ」

Aさん「アア、おおてきたわ、におうでしよう」

係員「今、ちょっとおつたけど、あのおいでですか。いすれにしても発生原因の見当がつきましたから、工場に行つて調査し、問題があれば改善するよう指導したいと思えます。結果にします。」

係員は、苦情者とわかれて、工場へ。

係員「この付近の方から、おたくの工場から出る煙とおおのことで苦情があつたので、今日は工場内を調査させていただきます。どなたか設備に詳しい方の立会いをお願いします。」

工場の人「うちにはボイラーもなし、あま煙の出る施設はないのですが、では、工場長に案内させます。」

工場「では作業の工程に従つて案内してください。」

工場「現在おもに〇〇部品のメッキ加工を行つておりますが排水等は地下貯留槽でPH調整のうえ下水に流しています。」

係員「においの出る作業がありますか」

工場「後で見てくださいですが銅板に写真焼き付けた一連の作業のなかに、ふんににおいの出る作業があります。」

係員「これはなんですか。油がこぼれるようなにおいがしますか。」

工場「銅板面に盛られたハンドをたいたにするため熱した油のなかに入れ、表面処理する機械です。」

工場「一度実際に作業をやつてみて下さい。」

工場「〇〇さん、今使えますか。ちょっと作業してみてください。」

係員「ひどい煙においでですね。この煙はどこへ出ていくのですか。」

工場「〇〇さんの換気扇から外のダクトを通り排気しています。」

工場「なんだか、いがらっぽくなってきたけど、内部に問題がありませんか。さう苦情者の家においでをかいでみましたけど原因はこのにおいでですよ。」

工場「以前にアメリカ製の薬品を使つて、その時に問題があつたので、その後、除害施設の設置場所、規模等を検討の結果、ウォータースプレー方式を採用し、除害施設をつくつたので、一応解決したかに見えたんですが、再び苦情を受け、調査したところ排気と水量のバランスに問題があり効果を上げるまでにはつたてないことがわかりました。そして、再検討の結果、設置場所をか

い、その後、除害施設の設置場所、規模等を検討の結果、ウォータースプレー方式を採用し、除害施設をつくつたので、一応解決したかに見えたんですが、再び苦情を受け、調査したところ排気と水量のバランスに問題があり効果を上げるまでにはつたてないことがわかりました。そして、再検討の結果、設置場所をか

い、その後、除害施設の設置場所、規模等を検討の結果、ウォータースプレー方式を採用し、除害施設をつくつたので、一応解決したかに見えたんですが、再び苦情を受け、調査したところ排気と水量のバランスに問題があり効果を上げるまでにはつたてないことがわかりました。そして、再検討の結果、設置場所をか

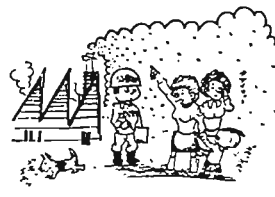
い、その後、除害施設の設置場所、規模等を検討の結果、ウォータースプレー方式を採用し、除害施設をつくつたので、一応解決したかに見えたんですが、再び苦情を受け、調査したところ排気と水量のバランスに問題があり効果を上げるまでにはつたてないことがわかりました。そして、再検討の結果、設置場所をか

い、その後、除害施設の設置場所、規模等を検討の結果、ウォータースプレー方式を採用し、除害施設をつくつたので、一応解決したかに見えたんですが、再び苦情を受け、調査したところ排気と水量のバランスに問題があり効果を上げるまでにはつたてないことがわかりました。そして、再検討の結果、設置場所をか

い、その後、除害施設の設置場所、規模等を検討の結果、ウォータースプレー方式を採用し、除害施設をつくつたので、一応解決したかに見えたんですが、再び苦情を受け、調査したところ排気と水量のバランスに問題があり効果を上げるまでにはつたてないことがわかりました。そして、再検討の結果、設置場所をか

い、その後、除害施設の設置場所、規模等を検討の結果、ウォータースプレー方式を採用し、除害施設をつくつたので、一応解決したかに見えたんですが、再び苦情を受け、調査したところ排気と水量のバランスに問題があり効果を上げるまでにはつたてないことがわかりました。そして、再検討の結果、設置場所をか

い、その後、除害施設の設置場所、規模等を検討の結果、ウォータースプレー方式を採用し、除害施設をつくつたので、一応解決したかに見えたんですが、再び苦情を受け、調査したところ排気と水量のバランスに問題があり効果を上げるまでにはつたてないことがわかりました。そして、再検討の結果、設置場所をか



洗い落したら効果があると思いませんけど、油分があるからシャワーの場合は目づまりに気をつけないと、いざつたとしてもこのままでは、ちょっとまずいと思

いますので、対策を検討のうえ早急に改善してください。」

工場「さうぞう社長とも相談のうえ改善するよう努力いたしますので、よろしくお願ひいたします。」

この件は、その後、除害施設の設置場所、規模等を検討の結果、ウォータースプレー方式を採用し、除害施設をつくつたので、一

応解決したかに見えたんですが、再び苦情を受け、調査したところ排気と水量のバランスに問題があり効果を上げるまでにはつたてないことがわかりました。そして、再検討の結果、設置場所をか

い、その後、除害施設の設置場所、規模等を検討の結果、ウォータースプレー方式を採用し、除害施設をつくつたので、一

応解決したかに見えたんですが、再び苦情を受け、調査したところ排気と水量のバランスに問題があり効果を上げるまでにはつたてないことがわかりました。そして、再検討の結果、設置場所をか

い、その後、除害施設の設置場所、規模等を検討の結果、ウォータースプレー方式を採用し、除害施設をつくつたので、一

応解決したかに見えたんですが、再び苦情を受け、調査したところ排気と水量のバランスに問題があり効果を上げるまでにはつたてないことがわかりました。そして、再検討の結果、設置場所をか

い、その後、除害施設の設置場所、規模等を検討の結果、ウォータースプレー方式を採用し、除害施設をつくつたので、一

応解決したかに見えたんですが、再び苦情を受け、調査したところ排気と水量のバランスに問題があり効果を上げるまでにはつたてないことがわかりました。そして、再検討の結果、設置場所をか

い、その後、除害施設の設置場所、規模等を検討の結果、ウォータースプレー方式を採用し、除害施設をつくつたので、一

応解決したかに見えたんですが、再び苦情を受け、調査したところ排気と水量のバランスに問題があり効果を上げるまでにはつたてないことがわかりました。そして、再検討の結果、設置場所をか

### 苦しみの中から 新たな一こころみ

苦情の数をいくつあげても解決にはつながらず、苦情処理に科学性をもち込み、体系的に処理していく手法として採点制を採用し、とりあえず過去に苦情のあつた工場の追跡調査を行ないました。そのうち、騒音について苦情のあつた21工場に対し、採点制を

あてはめてみたのが苦情表で、各工場の得点は、その工場の得点と、各工場の得点を平均して、その工場の得点を算出しています。この採点制は、合格点として追跡して指導を行なうときの目安とするものです。

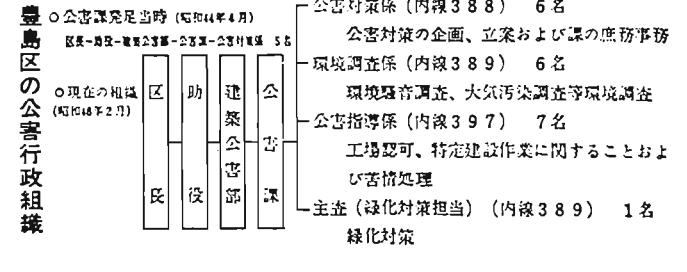
しかし、この採点制も、実態を画一的にとらえたこと、建築基準法の用途地域との関係、また除害設備に対する加点のわくなどを検討するとともに住民の感じかたとの関係も追求することにより、工場に対するより適切な指導ができるものと思ひます。

完全実施した工場 19件  
一部実施した工場 15件  
全く実施しない工場 7件

苦情として、

第3表 得点順位表

順位	工場名	得点	地域	業 種	通 過	苦 情 反 応	調 査 結 果	改 善 有 無
1	A	90	住	プレス	○	△	△	○
2	B	89	準工	印刷	○	○	○	○
3	C	89	住	金 属	×	○	○	△
4	D	88	商	クリーニング	○	○	○	○
5	E	73	商	印 刷	○	×	×	×
6	F	69	住	木 工	×	×	×	×
7	G	68	準工	電気機器	○	×	×	×
8	H	68	準工	塗 装	○	○	△	△
9	I	68	商	食 品	○	○	△	△
10	J	65	住	食 品	○	○	△	△
11	K	64	商	金 属	○	○	△	△
12	L	52	準工	プレス	○	△	△	△
13	M	30	住専	食 品	×	△	△	△
14	N	28	住	塗 装	×	×	○	○
15	O	26	住	プレス	×	×	×	×
16	P	24	住	プレス	○	△	△	△
17	Q	24	住	塗 装	×	×	×	×
18	R	12	住	金 属	×	×	×	△
19	S	8	住専	塗 装	×	×	×	×
20	T	6	住専	木 工	×	×	×	×
21	U	5	住	プレス	×	△	△	△



豊島区の公害行政組織